

学校法人行岡保健衛生学園 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人行岡保健衛生学園(以下「学園」という)の役員の報酬に関して必要な事項を定める。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員（常勤役員とは、理事会で常勤と決議し、理事長が認めた者をいう）については基本給、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤役員（非常勤役員とは、常勤役員以外をいう）については非常勤役員手当とする。ただし、現理事長に限り、役員報酬に加えて賃金規則に定める俸給も併せて支給できる。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員の報酬(期末特別手当を除く)は、毎月 25 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に、支給定日が月曜日であつ休日に当たるときは支給定日の翌日に、支給する。

(基本給)

第 4 条 常勤の役員の基本給月額、別表第 1 によるものとし、理事会の決議を経て理事長が定める。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、教職員給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、教職員給与規程に規定する額とする。

(期末特別手当)

第 6 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、理事長が定める日に支給する。これらの日前 1 月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、常勤の役員が受けるべき基本給を基礎とし、理事会の議を経て理事長が定める。

3 期末特別手当は、理事会の議を経て支給しないことがある。

(非常勤役員手当)

第 7 条 非常勤の役員(理事及び監事)手当は、年額 100,000 円以上 600,000 円以内で理事会の決議を経て理事長が定める。

(非常勤役員が年の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第 8 条 年の途中で新たに就任もしくは退職した非常勤役員の当該年の報酬額は、月割計算で支給する。

(非常勤役員功労金)

第 9 条 非常勤役員が 10 年以上役員として勤務し、退職した時は、勤務年数に応じて次の功労金を支給する。

- (1) 10 年以上 20 年未満、1,000,000 円
- (2) 20 年以上の場合、2,000,000 円

(常勤役員が月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第 10 条 月の途中で新たに就任もしくは退職した常勤役員の当該月の報酬額は、報酬月額を当該月の出勤日数で除して得た日額を、実際の勤務日数に乗じた額とする。

(報酬の支払い方法)

第 11 条 役員の報酬は、その金額を役員が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金口座又は貯金口座への振り込みで支払うものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1

(単位円)

号 給	基 本 給 月 額
1	300,000
2	500,000
3	700,000
4	800,000
5	900,000
6	1,000,000
7	1,100,000
8	1,200,000
9	1,300,000
10	1,400,000
11	1,500,000
12	1,600,000
13	1,700,000
14	1,800,000
15	1,900,000
16	2,000,000